移動支援の開始手続について

墨田区移動支援事業を実施するにあたり、事業者（法人）は区と協定を締結する必要があります。手続は以下のとおりです。毎月１０日必着（１０日が土日・祝日の場合は前営業日）で提出があった書類については、提出月の翌月１日付けで協定手続きを行います。それ以降に提出があった書類については、提出月の翌々月１日付けで協定手続きを行います。書類の不足・不備等があった場合には、上記のかぎりではありません。ゆとりをもって書類をご提出ください。遡及締結はできません。

１　ご提出いただく書類

（＊）墨田区公式ウェブサイトから様式をダウンロードしてください。

- 墨田区障害者移動支援事業に係る協定の締結申出書（＊）
- 都道府県等から交付された障害者総合支援法に基づく居宅介護等の「指定通知書」の写し
- 「指定通知書」の内容（法人情報・事業所情報等）が現在の情報と異なる場合は、都道府県等に届出した「変更届出書」の写し
- 墨田区障害者移動支援事業従事者名簿（＊）
- 支払金口座振替依頼書（＊）
- 道路運送法に基づく運輸局の「許可書」の写し（介護タクシー等を所持している場合のみ）

２　協定書の作成

１で提出された書類を確認後、協定書を２部お送りしますので、法人代表者印を押印し、２部ともご提出ください。

３　協定書の送付

２で２部ご提出いただいた協定書に区で押印し、１部をお送りします。

●書類のダウンロード場所

墨田区公式ウェブサイト＞オンラインサービス＞申請書ダウンロード＞障害者福祉関係申請書＞移動支援事業者の方々へ

●東京都（事業所所在地の都道府県等）への届出について

移動支援事業を行うにあたっては、東京都（事業所所在地の都道府県等）に対する事業開始の届け出が必要です。開始後に、変更や廃止を行う場合についても、届け出が必要になりますので、ご注意ください。書式は、次のウェブサイトからダウンロードできます。

東京都障害者サービス情報＞書式ライブラリー＞事業開始届（移動支援事業）

【提出先・問合せ先】
墨田区福祉部障害者福祉課事業者係
〒130-8640 墨田区吾妻橋一丁目 23 番 20 号
電話　03－5608－6164（直通）
メール　syougaihukus@city.sumida.lg.jp